

中華人民共和国における人権侵害問題に対する意見書

新疆ウイグル自治区での中華人民共和国当局による大規模な人権侵害や弾圧、強制労働に対し、国際社会は深刻な懸念を相次いで表明している。

英国で開催されたG7主要7か国首脳会議では、新疆ウイグル自治区や香港について人権や基本的自由を尊重することを求める首脳宣言を採択。

欧米18か国の国連代表部と国際的人権団体アムネスティ・インターナショナルは、同自治区における人権侵害を議論するオンラインイベントで、中華人民共和国による人権侵害を非難し国連による現地調査を求めており、国連のグテーレス事務総長は、実態を把握するため国連高等弁務官を派遣する必要性を認めている他、これまで欧米政府機関高官や主要報道機関、人権監視団体、同自治区出身者や関係者により、筆舌に尽くしがたい人権侵害や弾圧が現在進行形で行われているとの指摘や調査結果、証言がある。

また、同自治区以外にもチベットにおける人権侵害や宗教弾圧について、国際機関から長年指摘がされているが、中華人民共和国が内モンゴル自治区と呼ぶ南モンゴルにおいても近年、深刻な人権侵害や迫害についても指摘がある。

このような状況下において、先の国会では中華人民共和国を念頭に非難決議案採択に向けての動きがあったが、国会決議の全会一致の原則による調整が図られず次期国会へ見送られた。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」世界人権宣言でこう宣言され、日本国憲法でも「侵すことのできない永久の権利」とされる人権は、人類が共有する普遍的価値である。

よって当市議会は、中華人民共和国における人権侵害問題に対し、政府は各国政府や国際機関と連携して情報共有、実態調査と人権侵害の改善に取り組む事を強く求めるとともに、国権の最高機関である国会において同問題に対して国家として明確な意思を示すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

石 垣 市 議 会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣